

【民 法】

1. Aは、観賞用金魚の養殖業者である。Bは、Aとの間で、A所有の新種の金魚「出目虹」1000匹を購入する契約を締結した。「出目虹」は、Aが新たに開発したばかりの品種であり、現在5000匹あまりが成育中であるが、そのすべてがAの第1いけすで保管されている。引渡については、A側の準備ができしだい、Bが大型水槽付きトラックでAのいけすまで取りに行くこととされていた。Aは、引渡の準備のために、いけすの「出目虹」の中からBと約定した大きさの金魚を選別し、その3000匹あまりを別の第2いけすに移した。その中からさらにBに引き渡すべき1000匹を分離することはしなかったが、引渡の準備は完了したとして、Aは、その旨をBに連絡し、引き取りに行くよう催告した。ところが、催告されたにもかかわらずBが金魚の引き取りに行かないでいたところ、何者かがAのいけすに侵入し、水質管理装置を破壊してしまったため、Aが管理するほぼすべての「出目虹」が死亡してしまった。
- (1) この設例について、AのBに対する債務不履行責任の成否の基準を明らかにしなさい。
- (2) (1)の債務不履行責任が否定される場合のA・B間の法律関係を論じなさい。
2. Dが死亡して、子のB・Cが共同相続した。Bの債権者Aは、これまで無資力だったBからの債権回収に苦慮していたが、BがDを相続したことを知って、Dの唯一の遺産である甲土地について、B・Cが各2分の1の共有持分を有するとする共同相続の登記を代位申請した上、Bの持分を差し押さえた。
- (1) Aの上記差押えと前後して、BおよびCは、甲土地はCの単独所有とする旨の遺産分割協議を調えた。この場合のA・C間の法律関係を論じなさい。
- (2) (1)とは異なり、B・Cの遺産分割協議は調わなかったが、Aの上記差押えの後に、「甲土地はCに相続させる」旨のDの遺言ができた。この場合のA・C間の法律関係を論じなさい。

以上